

西東京市廃棄物行政に関する施策について

「一般廃棄物処理基本計画策定について」

答 申

平成23年12月

西東京市廃棄物減量等推進審議会

目 次

はじめに	1
現行計画の評価	2
今後の課題	6
提 言	7
1. ごみを減量するための施策	7
2. ごみの排出抑制	8
3. ごみの資源化の推進	8
4. 収集・運搬	8
おわりに	9
西東京市廃棄物減量等推進審議会審議経過	10
西東京市廃棄物減量等推進審議会委員名簿	10

はじめに

西東京市廃棄物減量等推進審議会は、平成 23 年 7 月 27 日に「一般廃棄物処理基本計画策定について」の諮問を市長から受けて審議を開始しました。

一般廃棄物処理基本計画は、10 年先を見すえ、概ね 5 年ごとに見直しをするもので、一般廃棄物の排出抑制・減量・資源化ならびに適正処理に関して総合的かつ長期的な対応を示すための廃棄物行政の中心となる計画です。

現行一般廃棄物処理基本計画は、平成 19 年 3 月に策定されました。今回は西東京市として 2 回目の見直しとなりますが、平成 19 年度に実施された家庭ごみ 3 事業の成果により、ごみの減量と資源化に充分効果が発揮され、多摩地域ごみ実態調査では、平成 20 年度の 1 人 1 日当たりのごみ排出量が多摩地域で一番少なくなりました。今後もより良い計画づくりを行うため、平成 19 年度から 5 年間に西東京市が計画を実施した結果を検証した上で、今回の計画見直しを行うこととしました。

本答申は、西東京市が新たな一般廃棄物処理基本計画を策定するに当たって留意すべき事項として、ごみを減量するための施策、ごみの排出抑制、ごみの資源化の推進、収集・運搬について、提言を取りまとめました。

現行計画の評価

現行計画の主な実績（実施結果）については、次のとおりです。

一部に対応が不十分であった課題もありますが、重点的に取り組む課題は適切に対処し、十分満足のできる効果を上げたものと評価できます。

達成できなかった課題については、次期計画に必要なかどうかも判断したうえで、引き続き実施に向けた努力をしていくことが肝要です。

○ごみ排出抑制計画

1. 教育・啓発活動の強化

・児童に対する環境教育の強化

児童にも理解しやすいようにという要望を受け、市では児童への環境講座の実施やごみ減量方法の取り組み方等の PR 活動を行っています。具体的には、児童がごみについて理解を深められるよう電子紙芝居を導入したクイズ形式による啓発活動等を実施しています。

・ごみ減量・資源化情報の積極的な公開

西東京市では、ごみを 11 品目に分別しており、市報やごみ・資源物収集日程、エコ羅針盤、チラシ等を積極的に活用し、ごみの減量方法や資源物関連情報を発信しています。

・市報やホームページを活用した広報活動の積極的な取り組み

市は、市報、市ホームページ及びごみ減量推進課発行のエコ羅針盤、市内掲示板等を媒体にして、ごみの減量化及び資源化についての啓発活動を行っています。

また、りさいくる市を主催するとともに、環境フェスティバル、市民まつりにも積極的に参加し、西東京市清掃事業協同組合・東多摩再資源化事業協同組合とも連携して広報活動を行っています。

・(仮称) リサイクルプラザの活用 (重点事業)

(仮称) リサイクルプラザ (現・エコプラザ西東京) は、平成 20 年 6 月にオープンし、現在、リサイクル展示コーナーとして家具等の展示・販売、りさいくる市の開催、廃棄物減量等推進審議会・廃棄物減量等推進員会議の開催、登録団体の学習

施設等として活用されています。また、環境問題、ごみ減量・資源化を促進する講座や夏休み親子講座等の事業を実施しています。

- ・廃棄物減量等推進員との連携

廃棄物減量等推進員は、家庭ごみの減量や集積所における適切な分別排出の啓発・指導等を行ってきましたが、まだ啓発・指導が行き届いていない点があるため、平成 22 年度に研修会を実施しました。

また、平成 23 年度からは、まちの美化と安全を推進する事業として、駅周辺の「ポイ捨て・路上喫煙防止キャンペーン」への参加協力を得ています。

2. ごみ処理の有料化

- ・家庭ごみ有料化の実施（重点事業）

平成 18 年度の廃棄物減量等推進審議会からの答申を踏まえて、平成 20 年 1 月から有料化を実施しました。また、平成 21 年度には有料化を実施した経過から同審議会から新たな答申が提出され、プラスチック容器包装類の良質な資源化と不燃ごみからのさらなる資源化、市民負担の軽減を図る必要があるとのことから、平成 22 年 10 月 1 日からプラスチック容器包装類の処理手数料を 1/4 に、可燃ごみ・不燃ごみの処理手数料を 3/4 に改定しました。

3. 生ごみ等の減量化の促進

- ・生ごみ減量化処理機器購入助成制度の検証

平成 18 年度から平成 21 年度までは、年間 130 件以上の生ごみ処理機等の購入助成の申請がありましたが、平成 22 年度は 81 件に減少しました。生ごみの減量化には、処理機の活用が大きく寄与すると考えられるため、更に普及活動を推進していく必要があります。

そのため、電動式乾燥型生ごみ処理機の貸し出しも平成 22 年 10 月から開始しました。

- ・生ごみ・剪定枝の減量対策

平成 22 年度からモデル事業として市内業者への委託により、剪定枝約 88 トンを堆肥化し、平成 23 年度には、事業を本格化し、約 176 トンを処理しています。また、生ごみの減量対策としては、水切りの効果が大変大きいと考えられるため、そ

の方法の周知と徹底を検討していく必要があります。

4. 事業系ごみの排出抑制

- ・適正な資源化・減量化の指導の強化

事業系ごみは、事業者自らが可燃ごみ・不燃ごみ・資源物に分別して、ごみ減量するよう市から指導していますが、さらに資源化を推進するため分別を図るよう、指導を強化する必要があります。

- ・廃棄物管理責任者講習会等の開催

市内事業所の廃棄物管理責任者に対する指導・徹底を図るための商工会や各種業界団体等を通じた講習会や研修会等を開催することができなかつたので、今後の取り組みとして検討する必要があります。

○資源化促進計画

1. 集団回収の促進

- ・集団回収事業のPR活動

平成22年度の集団回収登録団体数は、前年度と同数の371団体でした。市は情報交換の場として、意見交換会を年1回開催し、各団体等の意見を聞き、収集等の参考にしています。

集団回収の促進を図るために、積極的に回収に取り組んでいる団体への表彰等も施策として考える必要があります。

- ・新規集団回収活動団体の働きかけ

市は、高層マンション等大型の集合住宅や戸建住宅が建築される際に、ごみの減量と資源化について周知徹底を図り、集団回収活動団体の新規登録をするよう働きかけを行っています。その成果として、平成23年度上半期で約10団体が新規登録をしています。

2. 資源物回収品目の拡大

- ・集積所による資源物回収品目の拡大

資源化を促進するためプラスチック容器包装類の分別収集を平成19年10月から開始し、廃食用油・金属製品等の集積所回収品目を拡大しました。現在は硬質プラ

スチックの資源化を行うための取組を試験的に実施しています。

○収集・運搬計画

1. 容器包装リサイクル法対象その他プラスチック類の分別収集

- ・容器包装プラスチック収集の実施（重点事業）

平成19年10月からプラスチック容器包装類の分別収集を開始しました。

2. 家庭ごみの戸別収集

- ・家庭ごみの有料化に伴う戸別収集の実施（重点事業）

平成19年9月から戸別収集を開始しました。

なお、資源物の多くは集積所回収を行っています。

○中間処理・最終処分計画

- ・中間処理計画

西東京市は、清瀬市、東久留米市、柳泉園組合と協同して、安全で適切な処理を行っています。

プラスチック容器包装類は、直接委託業者に搬入し、再資源化しています。

- ・最終処分計画

柳泉園組合で焼却された残渣は、東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設で全量が資源化されています。

・不燃物は、RPF（固形燃料化）事業等を実施しているため、二ツ塚最終処分場への搬入は行っていません。

今後の課題

西東京市では、平成 19 年度に開始した家庭ごみ 3 事業により、平成 20 年度には多摩地域において、一日 1 人あたりの家庭ごみ量が最少の自治体となり、ごみの減量化が大きく図られました。平成 22 年度では、不燃ごみで若干の増加がみられましたが、更なるごみ減量・資源化を推進するため、今後も市民への啓発活動等も徹底する必要があります。

また、最終処分場の延命を推進するために、東京たま広域資源循環組合による平成 18 年度からの三多摩地域第 3 次廃棄物減容（量）化基本計画が実行され、埋立進捗率が 50%以下という目標は達成されましたが、平成 23 年度からの三多摩地域第 4 次廃棄物減容（量）化基本計画では、新たに平成 22 年度比で平成 27 年度の焼却残さ・不燃物の搬入量の 10%減容（量）が目標設定されました。

そのため、最終処分場への搬入量も減らすための施策を西東京市としても検討していく必要があります。

提 言

西東京市は、現行計画に基づき、効率的かつ効果的に事業を進めてきましたが、更なる減量化・資源化を推進するために短期・長期の目標を設定し、市民・事業者に分かりやすく、実行可能な施策を盛り込んだ計画を策定するよう要望します。

また、今後のごみ施策を継続的に行っていくためには、市民・事業者・行政が協働して、それぞれの役割を十分に発揮するような循環型社会の形成に向けて検討する必要があります。

課題の解決のために、次のとおり提言します。

1. ごみを減量するための施策

今後さらにごみの減量と資源化を推進するために、下記の施策について、検討・実施を要望します。

可燃ごみ

- 可燃ごみ中の水切りの徹底
- 可燃ごみ中の紙類の分別・資源化
- 生ごみの堆肥化
- 段ボールコンポストの普及
- 剪定枝等の資源化

不燃ごみ

- 硬質プラスチックの資源化
- プラスチック容器包装類の分別徹底と混入除去
- 小型家電製品の資源化

教育・啓発活動

- 児童、生徒への環境教育
- 市報、エコ羅針盤、ホームページ等の活用
- 市民まつり、環境フェスティバル等の活用
- 出前講座の活用
- キャンペーン活動等の実施

○分別方法の周知

○情報発信基地としてのエコプラザ活用

その他

○集団回収の促進

2. ごみの排出抑制

西東京市のごみ排出量及び原単位は、有料化、戸別収集、プラスチック容器包装類等の分別収集の実施により、現在、全国平均や類似都市の平均と比較して格段に減量化されている状況にあります。

今後も排出量の増加を抑制するとともに、さらなる発生抑制・資源化の推進を図るよう要望します。

3. ごみの資源化の推進

西東京市の総資源化率は、平成 22 年度で 41.8%であり、全国、東京都の平均を上回っていますが、集団回収量・資源化量等については、ほぼ横ばい状態で推移しており、集団回収活動の活性化、資源物の分別徹底が必要です。

また、ごみの組成分析において割合の多い、紙類、生ごみ、プラスチック容器包装類以外のプラスチック類等の分別の徹底と資源化の検討も必要です。

さらに、市民が資源物として分別して出した資源物を持ち去られることが発生しているため、その対策を強化するよう要望します。

4. 収集・運搬

戸建住宅における戸別収集はほぼ徹底されていますが、今後は集合住宅におけるフック方式等による戸別排出を普及し、排出抑制、分別の徹底を図るよう要望いたします。

おわりに

平成 23 年 7 月に諮問を受けた「一般廃棄物処理基本計画策定について」の審議は、平成 23 年 12 月末までの答申が求められ、短期間での議論が必要でした。

西東京市のごみ排出量は、平成 19 年度に実施された家庭ごみ 3 事業と市民のごみ減量及び分別の努力により格段の減量を達成できましたが、平成 22 年度の不燃ごみ排出量は若干増加傾向にあります。これから先のごみの減量施策を考えるためには、市民、事業者、行政の適切な役割分担と連携・協働のもと、できる限り「ごみを作らない」「ごみを出さない」ことが必要です。また、市民や事業者が環境問題に関心を持ち、行政を含めたお互いのパートナーシップのもとで 3R の活動が実施され、ライフスタイルや事業活動に変革をもたらすよう、普及啓発活動や情報提供、環境教育に積極的に取り組むことを望みます。

西東京市廃棄物減量等推進審議会審議経過

- 第 1 回 平成 23 年 7 月 27 日 諮問
第 2 回 平成 23 年 8 月 22 日 一般廃棄物処理基本計画策定について
第 3 回 平成 23 年 9 月 29 日 一般廃棄物処理基本計画策定について
第 4 回 平成 23 年 10 月 27 日 一般廃棄物処理基本計画策定について
第 5 回 平成 23 年 11 月 28 日 答申案について
第 6 回 平成 23 年 12 月 22 日 答申

西東京市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

市 民

- 一方井 寿 子
鹿 島 紀 彦
小 林 孝 子
斉 藤 恵美子
竹 村 正 和
高 橋 龍 治

学識経験者

- ◎山 谷 修 作
紺 野 武 郎
下 田 盛 子
三 澤 勝 巳

事 業 者

- 石 井 重 夫
笠 原 末 雄
内 藤 俊 之
本 橋 栄 吉

関係機関

- 利 光 有 紀

- ◎会長 ○副会長